



令和元年 6月10日

一般社団法人ベターライフリフォーム協会

一般社団法人ベターライフリフォーム協会 B L R 所得サポート制度開始案内

一般社団法人ベターライフリフォーム協会（東京都千代田区）は、6月7日（金）の「令和元年度通常総会」後のシンポジウムで、会員の福利厚生制度の充実支援の一環として、「B L R 所得サポート制度」を、10月1日より開始する予定であることを公表しました。

6月7日の通常総会後の会員向けシンポジウムにおいて、団体長期障害所得補償保険（GLTD: Group Long Term Disability）に、協会として団体加入し、病気やケガで長期間仕事ができない場合に、定年（60歳あるいは65歳）まで所得をサポートする制度を、10月1日より開始することを公表し、「B L R 所得サポート制度」の名称で、会員への加入募集案内を行いました。

この制度は、「人手不足」「雇用の安定」「働き方改革」「不十分な福利厚生制度」等で悩んでいるリフォーム事業者に対して、従業員が安心して入社し、長く働ける環境づくりの支援策として提案し、従業員の会社に対するロイヤルティ向上を目指してもらうものです。

■ B L R 所得サポート制度の概要について

当制度は、B L R 会員である企業を対象に、従業員が病気やケガで就業困難と判断された際に、所得の減少を、最長で定年と想定される60歳あるいは65歳までサポート（補償）するものです。

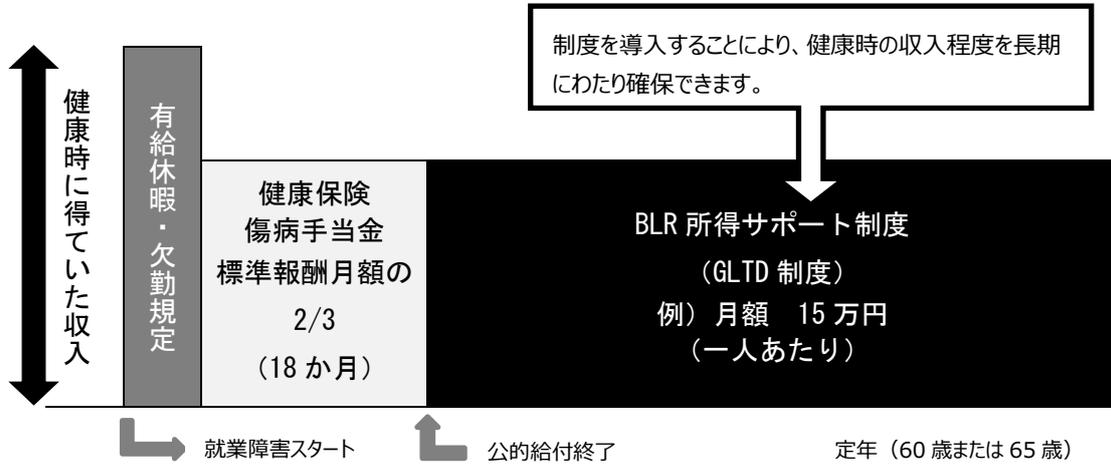
- ① 病気・ケガのどちらが原因でも従業員のみなさんの給与を補償します。
身体障害の発生原因は、業務上・業務外、国内・海外を問わず補償されます。また、入院だけでなく自宅療養も補償の対象です。
うつ病やパニック障害などの精神疾患も補償の対象となります。（精神障害補償特約を付帯する場合。最長2年間補償）
- ② 社員・従業員の生涯収入を補償します。
病状やケガが回復せず、障害が残り仕事が出来ない場合、最長定年（60歳あるいは65歳）になるまで補償を継続します。
- ③ 職場復帰後も補償は継続されます。
給付を受けている方の傷病が回復し、一部就業が可能になったような場合にも、すぐに補償を打ち切るわけではありません。回復所得が健康時の80%に満たない場合には、その差額分について補償を継続します。
- ④ 会社に復帰できず退職した場合でも補償は継続されます。
病気・ケガが原因で会社の欠勤期間・休職期間を経過しても会社へ復帰できず、やむなく退職するというケースでも補償は継続します。
- ⑤ 給付金は非課税でお受け取りいただけます。
会社が負担する保険料については、全員加入として、損金算入できます。
社員・従業員が受け取る保険金（給付金）は、全額非課税となります。

⑥ B L R協会オリジナルの福利厚生制度です。

B L R会員であることを条件に、事業者単位にてご加入いただけます。B L R協会としてのスケールメリットが活かされたオリジナルの福利厚生制度です。

※団体割引率は、後日決定

■所得サポート制度のイメージ



■引受保険会社

Chubb 損害保険株式会社

www.chubb.com/jp

【参考】会員数 (令和元年 6 月 7 日現在)

一般会員 : 713 社

推進会員 : 197 社 492 事業所

運営会員 : 26 社

協力会員 : 5 団体・法人

【本件に関するお問い合わせ先】

一般社団法人ベターライフリフォーム協会 事務局 (担当 : 坂本 勇一)

T E L : 03-5211-0564

e - m a i l : info@blr.or.jp